

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の設置について

令和5年8月9日
関係府省申合せ
令和6年5月23日
一部改正

1 目的

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第11条の規定に基づき、関係行政機関が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うため、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 組織

(1) 会議は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

内閣府政策統括官（共生・共助担当）

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当）

法務省人権擁護局長

外務省総合外交政策局長

文部科学省総合教育政策局長

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

国土交通省総合政策局長

(2) 会議に議長を置く。議長は、内閣府政策統括官（共生・共助担当）をもって充てる。

3 事務局

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4 雑則

前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。